

No.	契約に係る役務の名称	数量	契約日	契約の内容	契約の相手方	契約金額	発注課		随意契約とした理由	根拠法令	備考
							所管課	連絡先(直通)	契約の相手方とした理由		
1	J R 上野芝駅ほかエレベータ設備運転監視業務	一式	R7. 4. 1	J R 上野芝駅及び大小路歩道橋のエレベータ運転監視業務	公益社団法人 堺市シルバー人材センター	20, 243, 520	西部地域整備事務所	223-1600	高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在地が堺市内にあるもの。本業務は、軽易な業務にかかる就業を希望する高齢者に対して就業機会の提供を行うものであり、同法人に委託するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	
2	西部地域整備事務所清掃業務(単価契約)	実施回数(1人1回3時間あたり)	R7. 4. 1	西部地域整備事務所1Fの清掃業務	公益社団法人 堺市シルバー人材センター	—	西部地域整備事務所	223-1600	同法人は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在地が堺市内にあるものである。本業務は、軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して就業機会の提供を行うものであり、同法人に委託するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	単価契約 3, 977円/実施回数(1人1回3時間あたり)

No.	契約に係る役務の名称	数量	契約日	契約の内容	契約の相手方	契約金額	発注課		随意契約とした理由	根拠法令	備考
							所管課	連絡先(直通)	契約の相手方とした理由		
3	白鷺駅ほかエレベータ設備運転監視業務	一式	R7. 4. 1	南海高野線白鷺駅及び北野田駅のエレベータ運転監視業務	公益社団法人 堺市シルバー人材センター	8,791,861	北部地域整備事務所	258-6782	同法人は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項及び第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在地が堺市内にあるものである。本業務は、軽易な業務にかかる就業を希望する高齢者に対して就業機会の提供を行うものであり、また、高齢者の生きがいと社会参加という市の政策目的達成に寄与するため、同法人に委託するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	
4	堺市北部地域整備事務所清掃業務	一式	R7. 4. 1	事業所内清掃業務	公益社団法人 堺市シルバー人材センター	409,631	北部地域整備事務所	258-6782	同法人は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項及び第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在地が堺市内にあるものである。本業務は、軽易な業務にかかる就業を希望する高齢者に対して就業機会の提供を行うものであり、同法人に委託するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	
5	北野田駅前広場ほか清掃業務	一式	R7. 4. 1	南海高野線北野田駅及び白鷺駅前広場の清掃業務	公益社団法人 堺市シルバー人材センター	3,292,912	北部地域整備事務所	258-6782	同法人は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項及び第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在地が堺市内にあるものである。本業務は、軽易な業務にかかる就業を希望する高齢者に対して就業機会の提供を行うものであり、同法人に委託するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	

No.	契約に係る役務の名称	数量	契約日	契約の内容	契約の相手方	契約金額	発注課		随意契約とした理由	根拠法令	備考
							所管課	連絡先(直通)	契約の相手方とした理由		
6	泉ヶ丘駅エレベータ等稼働及び監視等業務	一式	R7.4.1	エレベータ等運転監視業務	公益財団法人 堺市シルバー人材センター	9,254,454	南部地域整備事務所	298-6572	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在地が堺市内にあるもの。本業務は、軽易な業務にかかる就業を希望する高齢者に対して就業機会の提供を行うものであり、同法人に委託するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	
7	内川ほか河川敷除草清掃業務	一式	R7.4.1	除草及び清掃業務	(株)グッドウィルさかい	—	河川水路課	228-7418	障害者支援施設等に準ずる者の認定を受けているため	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	契約金額は、総価契約と単価契約との合算。 総価契約 6,215,000円 + 単価契約 1,100円/回 ほか
8	大浜公園ほか清掃等業務	一式	R7.4.1	公園内 清掃・便所清掃	公益社団法人 堺市シルバー人材センター	5,181,000	大浜公園事務所	232-1489	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在地が堺市内にあるもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	

No.	契約に係る役務の名称	数量	契約日	契約の内容	契約の相手方	契約金額	発注課		随意契約とした理由	根拠法令	備考
							所管課	連絡先(直通)	契約の相手方とした理由		
9	大仙公園除草等業務	一式	R7. 4. 1	大仙公園の除草(人力除草)等	公益社団法人 堺市シルバー人材センター	34,004,300	大仙公園事務所	241-0291	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在地が堺市内にあるものであり、当該業務を委託することにより、軽易な業務にかかる就業を希望する高齢者に対して就業機会を提供することが本市の政策目的達成に寄与するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	
10	大仙公園便所清掃業務	一式	R7. 4. 1	大仙公園内便所の清掃	公益社団法人 堺市シルバー人材センター	3,865,400	大仙公園事務所	241-0291	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在地が堺市内にあるものであり、当該業務を委託することにより、軽易な業務にかかる就業を希望する高齢者に対して就業機会を提供することが本市の政策目的達成に寄与するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	

No.	契約に係る役務の名称	数量	契約日	契約の内容	契約の相手方	契約金額	発注課		随意契約とした理由	根拠法令	備考
							所管課	連絡先(直通)	契約の相手方とした理由		
11	美原区内ほか公園管理業務	一式	R7.4.1	公園内 清掃・除草・日常管理全般	公益社団法人 堺市シルバー人材センター	42,600,000	原池公園事務所	276-6818	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在地が堺市内にあるもの。本業務は、軽易な業務にかかる就業を希望する高齢者に対して就業機会の提供を行うものであり、同法人に委託するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	
12	大小路歩道橋エレベータ設備運転監視業務	一式	R8.3.31	大小路歩道橋のエレベータ運転監視業務	公益社団法人 堺市シルバー人材センター	9,445,530	西部地域整備事務所	223-1600	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在地が堺市内にあるもの。本業務は、軽易な業務にかかる就業を希望する高齢者に対して就業機会の提供を行うものであり、同法人に委託するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	債務負担
13	北野田駅前広場ほか清掃業務	一式	R8.3.31	南海高野線北野田駅及び白鷺駅前広場の清掃業務	公益社団法人 堺市シルバー人材センター	3,515,162	北部地域整備事務所	258-6782	同法人は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項及び第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在地が堺市内にあるものである。本業務は、軽易な業務にかかる就業を希望する高齢者に対して就業機会の提供を行うものであり、同法人に委託するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	債務負担

No.	契約に係る役務の名称	数量	契約日	契約の内容	契約の相手方	契約金額	発注課		随意契約とした理由	根拠法令	備考
							所管課	連絡先(直通)	契約の相手方とした理由		
14	泉ヶ丘駅エレベータ等稼働及び監視等業務	一式	R8. 3. 30	エレベータ等運転監視業務	公益社団法人 堺市シルバー人材センター	10, 028, 630	南部地域整備事務所	298-6572	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在地が堺市内にあるもの。本業務は、軽易な業務にかかる就業を希望する高齢者に対して就業機会の提供を行うものであり、同法人に委託するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	債務負担
15	大浜公園ほか清掃等業務	一式	R8. 3. 30	公園内 清掃・便所清掃	公益社団法人 堺市シルバー人材センター	5, 427, 444	大浜公園事務所	232-1489	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同上第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在地が堺市内にあるものに該当する団体であり、当該業務を委託することにより、軽易な業務にかかる就業を希望する高齢者に対して、就労機会を提供することが、本市の政策目的達成に寄与するため	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	債務負担
16	大仙公園除草等業務	一式	R8. 3. 27	大仙公園の除草(人力除草)等	公益社団法人 堺市シルバー人材センター	37, 150, 300	大仙公園事務所	241-0291	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在地が堺市内にあるものであり、当該業務を委託することにより、軽易な業務にかかる就業を希望する高齢者に対して就業機会を提供することが本市の政策目的達成に寄与するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	債務負担

No.	契約に係る役務の名称	数量	契約日	契約の内容	契約の相手方	契約金額	発注課		随意契約とした理由	根拠法令	備考
							所管課	連絡先(直通)	契約の相手方とした理由		
17	大仙公園便所清掃業務	一式	R8. 3. 27	大仙公園内便所の清掃	公益社団法人 堺市シルバー人材センター	4, 149, 200	大仙公園事務所	241-0291	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在地が堺市内にあるものであり、当該業務を委託することにより、軽易な業務にかかる就業を希望する高齢者に対して就業機会を提供することが本市の政策目的達成に寄与するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	債務負担
18	美原区内ほか公園管理業務	一式	R8. 3. 30	公園内 清掃・除草・日常管理全般	公益社団法人 堺市シルバー人材センター	46, 400, 000	原池公園事務所	276-6818	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在地が堺市内にあるもの。本業務は、軽易な業務にかかる就業を希望する高齢者に対して就業機会の提供を行うものであり、同法人に委託するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	債務負担